

## 特別活動と総合的な学習の時間\*

森 和弘\*\*\* 中野伸彦\*\*

### Special Activity and Synthetic Learning Programs

Kazuhiro MORI\*\*\*, Nobuhiko NAKANO\*\*

**キーワード:** 体験的・協働的な学習、関連を図った指導、年間授業時数、職場体験活動

#### 【要旨】

特別活動は「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とし、「人間関係形成」、「社会参加」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標や内容を整理し、学級活動や生徒会活動、学校行事という様々な集団活動を通して生徒の資質・能力を育成することを重視している。それに対して、総合的な学習の時間は教科の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと探究的な学習や協働的な学習とすることを重要としている。特に、探究的な学習を総合的な学習の時間の本質と捉え、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という探究のプロセスを重視してきた。

両者は、体験的な学習と協働的な学習を重視するところに共通性があり、今後は、なお一層両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるような体験活動を展開していくことが重要である。

#### 1 はじめに

平成10年度に「総合的な学習の時間」が学習指導要領改訂により教育課程に位置付けられてから、それまで体育大会や修学旅行など体験的な学習を一手に担ってきた歴史のある特別活動との間において、その共通点や相違点、独自性などが様々に論じられてきた。

これから特別活動と総合的な学習の時間の関連について調べていくが、両者はそれぞれに独立した目標と幅広く深い内容をもっているため、簡単には比較検討することはできない。

ここでは、両者にとって関わりが深い特別活動の学校行事の(5)勤労生産・奉仕の行事と総合

的な学習の時間の「職業や自己の将来に関する課題」に焦点を当てて、諫早市内の中学校の現状を交えながら、その関連を調べていくことにする。

#### 2 目標について

両者の関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標から、生徒にどのような資質・能力の育成を目指す教育活動かを理解しておく必要がある。

「特別活動の目標」は、学習指導要領において、次のように示してある<sup>i</sup>。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

「総合的な学習の時間の目標」は、学習指導要領において、次のように示してある<sup>ii</sup>。

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

\* Received December 3, 2018

\*\* 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

\*\*\* 長崎ウエスレヤン大学 地域総合研究所客員研究員

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

両者は、目標とともに、三つの柱に対応した(1)「知識及び技能」(2)「思考力、判断力、表現力等」(3)「学びに向かう力、人間性等」関係の資質・能力を表している。

### 3 両者の共通点や相違点、独自性について

両者の共通点や相違点、独自性について見ていくことにするが、『中学校学習指導要領解説 特別活動編』(平成29年7月)では、特別活動と総合的な学習の時間の関連について、2ページにわたって分かりやすく解説がしてある<sup>iii</sup>。

つまり、共通性としては、「各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に活用・発揮しながら、生徒が自ら現実の課題の解決に取り組むことを基本原理にしている」こと、「体験的な学習を重視すること」「協働的な学習を重視すること」「自己の生き方についての考えを深める」ということである。

また、特別活動は「実践」に、総合的な学習の時間は「探究」に本質があるということ。特別活動における「解決」は、実生活における現実そのものを改善することである。総合的な学習の時間における「解決」は、一つの疑問が解決されることにより、さらに新たな問いが生まれ、物事の本質に向けて問い続けていくものである。その学習の過程においては重なり合う面もあるが、目指しているものそのものが本質的に異なるのである、などと解説してある。

なお、参考に『中学校学習指導要領解説 特別活動編』(平成20年9月)では、両者の相違点については、特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」にあるととらえることができ、これが両者の大きな違いである、と解説してあった<sup>iv</sup>。

それぞれの独自性については、愛媛大学教授の

城戸茂氏が次のようにまとめているので、そのまま紹介する<sup>v</sup>。

「これまでの研究を見ると、次の4点に整理することができる。

1点目は、取り上げる課題(問題)である。総合的な学習の時間では、現代の社会的な課題が多くを占めるのに対し、特別活動では生徒の生活の問題が取り上げられる。

2点目は、行動や実践の場の有無である。総合的な学習の時間では、行動や実践まで必ずしも求めないのに対し、特別活動では、決めたことを実践することが想定されている。

3点目は、集団づくりについてである。総合的な学習の時間では、探究的な学習を通して、個々の生徒が物事の本質を見極めることを目標の一つとし、集団づくりを必ずしも目的としていないのに対し、特別活動では目的としていることである。

4点目は、カリキュラムの性格の違いである。総合的な学習の時間が教科カリキュラムの性格が強いのに対し、特別活動は経験カリキュラムの性格が強い点である。」

このように、両者には多くの共通点があるものの目指すべき目標や育成する資質・能力に違いがあるなど、「目指しているものそのものが本質的に異なるのである。」とまとめている。

### 4 両者の関連を図った指導について

『中学校学習指導要領解説 特別活動編』では、両者のそれぞれの目標や内容に沿った指導を行うことを前提とした上で、両者の関連を図った指導を行うことも効果的であるとしている<sup>vi</sup>。そして、学習指導要領第1章総則の第2の3の(2)のエにおいて、総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合においては、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができることとする規定を設けている<sup>vii</sup>。

○総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにする」勤労生産・奉仕の行事と、それぞれ同様の

成果も期待できると考えられる場合

その際、学校行事は、目標と五つの種類の学校行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、よりよい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

このように、前提条件を付けたり、活動内容を限定したりして、「総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができる」こととしているが、特別活動における学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが極めて大切なのである。

## 5 進路学習について

両者にとって関わりが深い特別活動の学校行事の(5)勤労生産・奉仕的行事と総合的な学習の時間の「職業や自己の将来に関する課題」の関連について見てみることにする。

はじめに、学校行事の(5)勤労生産・奉仕的行事については、『中学校学習指導要領解説 特別活動編』において、次のとおり示している<sup>viii</sup>。

勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

行事の例としては、「職場体験活動」「各種の生産活動」「上級学校や職場の訪問・見学」「全校美化の行事」「地域社会への協力や学校内外のボランティア活動」などがある。

また、②実施上の留意点のアにおいては、「指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、学校教育全体として豊かな教育活動を構築するよう十分留意すること。特に、職場体験活動は、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置付け、自己の能力・適性等についての理解を深め、職業や進路、生き方に関わる啓発的な体験が行われるようにすることが重要であるとしている。

次に、総合的な学習の時間の「職業や自己の将来に関する課題」については、『中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』において、次のように示してある<sup>ix</sup>。

職業や自己の将来に関する課題とは、義務教育の最終段階にある中学生にとって、切実かつ現実的な課題である。この課題について、具体的な活動体験や調査活動、仲間との真剣な話し合いを通して学び合う機会をもつことは、生徒が自己の生き方を具体的、現実的なものとして考えることにつながる。また、このことは、自己の将来を力強く着実に切り拓いていこうとする資質・能力の育成において極めて重要である。

### 探究課題の例

職業：職業の選択と社会への貢献

勤労：働くことの意味や働く人の夢や願い

このことから、特別活動と総合的な学習の時間のそれぞれにおいて、職場体験活動を行うことが可能であることが分かる。「目指しているものそのものが本質的に異なるのである。」ことから、その目的や方法、課題の設定の仕方が異なることは言うまでもないが、両者の趣旨を生かしながら関連させて実施することは可能なのである。

また、両者ともに「生きる力」を育むためには「体験的な学習や協働的な学習を重視」しているが、体験的・協働的な学習の実施にはかなりまとまった時間が必要であり、標準授業時数が増加傾向にある中、学校現場では時間の確保に苦慮しているようである。

## 6 授業時数について

特別活動と総合的な学習の時間の授業時数について見てみることにする。

年間授業時数は、特別活動が学級活動を含めて120時間程度、総合的な学習の時間は1年生が50時間、2、3年生が70時間と示してあるが、この時間数は各教科と比べても決して少ないというわけではない。このことから、生徒の人間性や生きる力の育成にとって、体験的な学習や協働的な学習がいかに重要かということが分かる。

この中で、特別活動の授業時数は全学年ともに年間35時間と定めてあるが、これは学級活動に充てるものとされている。では、生徒会活動や学校行事の授業時数はどうするのかというと、「実際には、年間の授業に充て得る総授業時数から各教科等別に示された時数を除いた中から配当することになる。」のである<sup>x</sup>。つまり、学校の実情に応

じて学校が判断し、学校が適切な授業時数を充てることになるのである。また、自然体験活動や職場体験活動、ボランティア活動などをどの教科等の時数で計上するかによっても大きく変わってくるのである。もともと、学校は生徒数700人を超える大規模校から100人に満たない小規模校までがあり、都市部と農漁村の違いや生徒の実態の違いなどがあり、学校の創意工夫を生かすためにも生徒会活動や学校行事の時数を全国的に一律に定めることはできないのである。

さて、市内のほとんどの中学校では、2年生で修学旅行と職場体験活動という二大体験活動に重点的に取り組むことが多いようである。しかし、2年生ではその他にも平和学習や人権学習、福祉学習、郷土学習、発表表現活動等もないがしろにすることもできず、どこの学校においても年間授業時数の調整に苦慮しているところである。

特に、学校行事はこれまで精選に精選を重ねられ、(1)儀式的行事、(2)文化的行事、(3)健康安全・体育的行事、(4)旅行・集団宿泊の行事、(5)勤労生産・奉仕的行事のうち、入学式や卒業式、体育大会、避難訓練、健康診断などの、必要最低限の内容に絞り込まれ、(4)や(5)の行事の多くは、関連する各教科等や総合的な学習の時間に移行されているようである。

学習指導要領の第1章総則の第2の3の(2)において、「…ただし、各教科等や学習活動の特質に応じて効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」<sup>4)</sup>と示してあるが、諫早市教育委員会は、平成22年度から、学校行事(宿泊学習、職場体験活動、修学旅行)と総合的な学習の時間を夏季休業日中に実施することを許可することとした。その背景や許可する条件については省略するが、教育委員会は、諫早市立小・中学校管理規則第3条2項において「校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育委員会の許可を受けて、休業日に授業を行うことができる」としている。

ただし、実際には冬季休業日は日数が少なく、学年末休業日は人事異動と年度替わりであるため、総合的な学習の時間や特別活動の体験活動を行うことはかなり難しいのである。現在の諫早市の小・中学校で、冬季と学年末等の休業日の期間中に授業を実施している学校はなく、夏季休業中に学校行事や総合的な学習の時間の学習活動を実

施している学校もわずかである。小学校で自然体験活動を実施している学校が2校、中学校で職場体験活動や野外宿泊学習を実施している学校は3校だけである。

その理由は様々であるようだが、特に、中学校では、夏季休業中に家庭訪問や三者面談、県中総体や九州大会、部活動の練習や練習試合が予定されており、さらに、青少年自然の家や職場体験活動を受け入れる職場の都合、他の中学校との期日の重なり、酷暑の影響による野外活動への配慮等もあり、夏季休業中に学校行事や総合的な学習の時間の活動をしようにも、計画と実施が思い通りに進まないのが実情のようである。

今後は、祝祭日が増え、台風や地震などの自然災害、または流感などによる臨時休業日がこれまで以上に増える可能性がある。特に、2019年度は、その年に限ってはあがるが祝日が4日増える予定である。つまり、6時間×4日間=24時間の授業時数が減となるのである。標準授業時数を確保するために、夏季休業中に体験活動等の授業を行うことを視野に入れておいた方がいいようであるが、夏季休業中に各種の体験活動を実施する場合には、その活動をその時期に行う意義と、生徒に大きな感動や喜びをもたらすこと、猛暑対策、家庭の理解などが条件となるのではないかと思われる。

## 7 職場体験活動の実際

以上のように、特別活動と総合的な学習の時間の関連、特に、学校行事の(5)勤労生産・奉仕的行事と総合的な学習の時間の「職業や自己の将来に関する課題」を見てきたが、学校現場の実際の学習活動はどのように展開されているのであろうか。

一般的なA中学校の職場体験活動と市内中学校の総合的な学習の時間に占める進路関係の学習の授業時数について見てみることにする。

○ 諫早市立A中学校 「総合的な学習の時間」2年生「職場体験活動」全36時間の概要

### (1) 目的

進路学習の一環として、自己の夢の実現のために「働くこと」の様々な意味を学び体験する。

- 1) 働くことの目的や意義を理解する。
- 2) 様々な職業があることを理解する。
- 3) 自己の個性や適性に対する認識を深め、さらに、それらと職業との関連を理解する。
- 4) 様々な生き方に触れ、自らの生き方を主体

的に追求する態度を身に付ける。

- 5) 地域社会の文化に触れ、地域のよさを再認識する。

(2) 実施期間

平成29年11月6日(月)～8日(水) 3日間

- (3) 参加対象 2年生 248名

- (4) 事業所数 67事業所 (別紙一覧表省略)

(5) 活動内容

1) 事前指導

- ①希望事業所アンケート
- ②事業所決定、しおり作成、職場体験心得等の指導
- ③スキル学習 (電話のかけ方、話し方、あいさつ等の礼儀指導)
- ④各事業所別指導、代表者決定、学習目的や課題の確認

2) 職場体験活動

(3日間、6時間×3日間=18時間)

3) 事後指導

- ①しおりの整理、アンケート、自己評価
- ②感想文、お礼状作成、体験レポートの作成
- ③学習発表会

(6) 留意事項

- 1) 学習の場と機会を提供していただくという立場で活動する。
- 2) 仕事内容、時間等は事業所に一任するが、できるだけ実際の仕事を体験させていただくようにする。
- 3) 危険を伴うようなことは避けてもらう。
- 4) 職業人としてあるべき姿や厳しさ、資質、現実等も指導してもらう。
- 5) 事故があった場合、日本体育学校健康センターの保険を適用し、事業所には責任を問わない。
- 6) 職場体験活動中は、放課後の部活動は参加せずに帰宅し、万全な体調で職場体験学習を行う。
- 7) 欠勤する場合は、事業所及び学校に連絡させる。
- 8) 当日は2年生担当職員が分担して巡回指導を行う。

(7) 指導計画

- 第1、2時 学年  
講師招聘による職業講話及びオリエンテーション
- 第3、4時 学級  
職場体験活動希望調査 (一次、二次)
- 第5時 班別

職場別班編成 学習テーマ(職業別、個人)決定

- 第6～8時 班別 スキル学習
  - ①電話のかけ方 (アポイントメントの取り方)
  - ②訪問の仕方 (打ち合わせの内容、話し方等)
  - ③職場までの経路確認 (学校から、自宅から)
- 第9時 班別 アポイントメント
- 第10、11時 学年  
職場体験事前打ち合わせ (職場訪問)
- 第12時 班別 事前打ち合わせの事後指導
- 第13時 学年 職場体験活動事前指導
- 第14～31時 班別  
職場体験活動 (3日間/18時間)
- 第32時 班別 職場体験活動事後指導
- 第33～34時 班別  
お礼状作成 ①下書き ②清書
- 第35～36時 班別  
レポート作成(B4指定用紙) ①下書き ②清書

(8) A中学校における関連する「特別活動」学級活動の内容

「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」

1年生 (8時間)

- 「進路学習の意義」(1時間)
- 「職業への夢や希望」(1時間)
- 「身近な職業」(1時間)
- 「働く人々」(1時間)
- 「進路計画の必要性」(1時間)
- 「進路計画の立て方」(3時間)

2年生 (10時間)

- 「産業と職業」(2時間)
- 「進路の希望」(1時間)
- 「希望進路について考えよう」(1時間)
- 「職業の内容と特色」(2時間)
- 「学ぶための制度と機会」(1時間)
- 「上級学校について調べよう」(3時間)

3年生 (8時間)

- 「先輩の姿に学ぼう」(1時間)
- 「生き方について考える」(1時間)
- 「進路先を調べてみよう」(1時間)
- 「自分の進路を決定しよう」(2時間)
- 「自分の道を切り拓こう」(1時間)
- 「未来に向かって」(2時間)

(9) A中学校における関連する「特別の教科 道徳」

「C (13) 勤労 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

1年生 「勤労の尊さ」 あめ細工職人 吉原孝

洋（1時間）

2年生 「勤労の尊さ」私の職業観（1時間）

3年生 「勤労の尊さ」ふきのとう（1時間）

「勤労の尊さ」父の言葉の意味を知って（1時間）

※この他にも「A（4）向上心、個性の伸長」、「B（7）礼儀」、「C（12）社会参画、公共の精神」の内容が関連している。

○市内中学校の総合的な学習の時間に占める進路関係の学習の授業時数について

学校	1年生 (50)	2年生 (70)		3年生 (70)
	進路学習	職場体験活動	進路学習	進路学習
A	14	36	0	16
B	7	26	0	19
C	14	51	2	29
D	9	30	5	37
E	7	29	7	22
F	8	30	0	24
G	4	28	4	6
H	13	31	11	27
I	12	26	0	11
J	10	24	6	30
K	0	0	11	31+18
L	24	44	0	58
M	6	26	5	9
N	7	27	6	21

A中学校は、総合的な学習の時間での進路関係の学習は、1年生が14時間、2年生が職場体験活動で36時間、3年生が16時間となっている。また、特別活動の学級活動での進路関係の学習は、1年生が8時間、2年生が10時間、3年生が8時間となっている。さらに、「特別の教科 道徳」の「C（13）勤労」では、全学年で1、2時間学習している。この他にも、各教科等の特質に応じた指導が行われており、一人一人のキャリア形成と自己実現のための学習が3年間を通して学校教育全体で行われていることが分かる。

C中学校は、2年生の職場体験活動にかなりの時間を充てているが、修学旅行と合わせた総合学習発表会に向けた事前事後の様々な学習活動を含んでいるからである。市内のほとんどの中学校の2年生が、C中学校と同じように1年間を通して二大体験活動の探究的な学習や協働的な学習に取り組むことにより、課題解決の困難さに直面して

いると思われる。しかしながら、課題の設定から、情報の収集、整理・分析、まとめ・発表の探究のプロセスの学習活動を繰り返していくことで、活動後の大きな達成感や充実感も得ているはずである。

K中学校は、1年生で漁業体験（学校行事として時数計上）と特別支援学校や高齢者との交流を通じた福祉体験学習、2年生で44時間をかけた総合的な修学旅行、3年生で職場体験活動（職場31+進路18）というように大きなテーマごとに重点的に取り組んでいる。校区内に漁港と高齢者施設の福祉村があるという他校とは違った地域性を生かした総合的な学習の時間を創造しているところに特色がある。1年生では進路学習の授業時数が0になっているが、取り組んでいる漁業体験や福祉体験活動は進路学習の内容の一部であると言えるのではないと思われる。

L中学校は、全校を挙げてキャリア教育の視点に立った教育活動の研究に取り組んでいる。そのため、1年生では24時間の「知る」をキーワードにした「自分を知る」「世の中を知る」「諫早を知る」探究学習を行っている。2年生では44時間の職場体験活動とその関連の学習に取り組んでいる。3年生では人権・平和学習や音楽会以外の学習を全てキャリア学習に結び付けた探究学習を行うなど、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育に取り組んでいる姿が見られる。

なお、表中の時間数が「0」になっている学校があるが、総合的な学習の時間の年間指導計画の一覧表に進路指導としての課題名やテーマ名がないだけで、全く取り扱っていないというわけではない。特別活動に「キャリア教育は特別活動を要しつつ学校教育全体で行うものである。」とあるように、全体計画と年間指導計画をもとに他教科等でも指導がなされているのである。

特に、職場体験活動においては単発的な学習活動にならないように、A中学校のように1年生から3年生までに一つの流れをつくり、職業や働くことに関する課題を設定し、上級学校調べや職業調べ、職場見学、福祉体験、職業講話、先輩講話、職場体験活動、学習のまとめと発表へとつなげていく活動を行っているのである。

このように、総合的な学習の時間においては、それぞれの学校において学校や地域の実態に応じたテーマを決め、職業や自己の将来に関する課題を探究課題として設定し、具体的な学習活動を行っているのである。

## 8 おわりに

今回は特別活動と総合的な学習の時間にとって関わりが深い特別活動の学校行事の(5) 勤労生産・奉仕的行事と総合的な学習の時間の「職業や自己の将来に関する課題」に焦点を当てて、その関連を調べてきた。

その結果、職場体験活動については市内の中学校の全てで総合的な学習の時間を中心に実施されており、さらに、特別活動や道徳科との関連を図り、各教科とつなげながら一人一人のキャリア形成と自己実現のための学習が3年間を通して教育活動全体で行われていることが分かった。

学習指導要領第1章総則の規定では、総合的な学習の時間に行われる職場体験活動は、特別活動の学校行事の勤労生産・奉仕的行事の実施に替えることができるとなっているが、まさしく、両者の関連を図った指導が行われていることが窺える。また、同時に学校の実態や地域性をもとに創意工夫をしながら年間授業時数をやりくりし、特色ある職場体験活動を実施している学校が多いことも分かった。

なお、今回は、カリキュラム・マネジメントやキャリア教育については、職場体験活動に関連して触れただけで、詳しく調べることができなかった。特別活動が「キャリア教育は特別活動を要しつつ学校教育全体で行うものである」としており、総合的な学習の時間は「各教科等との関連を意識しながら、学校の教育活動全体で横断的・総合的に資質・能力を育成すること」を目指している。両者はそれぞれの立場から生徒一人一人の豊かな学びと人間形成に向けて中心的な役割を担おうとしている。キャリア教育についてもカリキュラム・マネジメントの観点から両者の関連を見直していく必要がある。

今後さらに、特別活動と総合的な学習の時間の体験的な学習、協働的な学習に視点を当てたカリキュラム・マネジメントを通して、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるような体験活動を展開していくことが重要なのである。

## 参考文献

- 藤田晃之編著『中学校新学習指導要領の展開 特別活動編』明治図書 2017  
 田村学編著『中学校教育課程実践講座 総合的な学習の時間』ぎょうせい 2018  
 田村学編著『中学校新学習指導要領の展開 総合的な学習の時間編』明治図書 2017

## 引用文献

- <sup>i</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』p.162 東山書房 2018  
<sup>ii</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』p.159 東山書房 2018  
<sup>iii</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』p.36-37 東山書房 2018  
<sup>iv</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』p.21 ぎょうせい 2008  
<sup>v</sup> 城戸茂・島田光美・美谷島正義・三好仁司編著『中学校教育課程実践講座 特別活動』p.31-32 ぎょうせい 2018  
<sup>vi</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』p.36-37 東山書房 2018  
<sup>vii</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』p.162 東山書房 2018  
<sup>viii</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』p.22 東山書房 2018  
<sup>ix</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編』p.72-73 東山書房 2018  
<sup>x</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編』p.119 東山書房 2018  
<sup>xi</sup> 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』p.22 東山書房 2018

